

令和5年第1回総会

山武市農業委員会会議録

令和5年1月5日 開会

令和5年1月5日 閉会

令和5年第1回山武市農業委員会総会議事録

- 日 時 令和5年1月5日（木）午後3時30分
場 所 山武市役所 大会議室
招 集 者 山武市農業委員会 会長 井 野 敬 一
議 事 議案
- (1) 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (2) 農地法第4条の規定による許可申請に関する意見について
 - (3) 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について
 - (4) 農業振興地域整備計画（令和4年度第2回目）の変更に伴う意見について
 - (5) 令和4年度第10次農用地利用集積計画（案）の決定について
 - (6) 農用地利用配分計画（案）の決定について
 - (7) 農業経営改善計画認定申請に関する意見について
 - (8) 青年等就農計画認定申請に関する意見について

出席委員（16名）

欠席委員（1名）

出席農地利用最適化推進委員（19名）

出席事務局職員（3名）

-
- ◎日 程
- 日程第1 会期の決定について
- 日程第2 議事録署名人の指名について
- 日程第3 報告 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に関する意見について
- 日程第6 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について
- 日程第7 議案第4号 農業振興の地域整備計画（令和4年度第2回目）の変更に伴う意見について
- 日程第8 議案第5号 令和4年度第10次農用地利用集積計画（案）の決定について
- 日程第9 議案第6号 農用地利用配分計画（案）の決定について
- 日程第10 議案第7号 農業経営改善計画認定申請に関する意見について
- 日程第11 議案第8号 青年等就労計画認定申請に関する意見について

令和5年1月5日 山武市農業委員会 会長 井野敬一

- ◎開 会
- 議長** これより令和5年第1回山武市農業委員会総会の会議を始めます。
- ただいまの出席委員は16名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議は成立しております。
- 欠席委員は議席番号12番、今関委員です。
- お諮りいたします。
- 日程第1、会期の決定並びに日程第2、議事録署名人の指名について、議長において決することとしてよろしいでしょうか。
- (異議なし)
- 議長** 御異議ないものと認めます。会期は本日1日限りといたします。議事録署名人は、議席番号6番佐藤委員及び議席番号7番高野委員を指名いたします。

◎報告

(事務局説明)

◎議案第1号

議長

議案の審議に入ります。

日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

概要の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

事務局の説明が終わりました。

申請番号ごとに地区担当推進委員からの説明及び当該地域の農業委員からの補足説明を求めます。

申請番号1について、地区担当推進委員の布施委員の説明を求めます。

布施推進委員

地区担当推進委員の布施です。

第1号議案の番号1について説明させていただきます。

売買による所有権移転です。

譲渡人は高齢で、しかも遠方のため、管理できないと申しておりました。

譲受人は規模拡大のためと聞いています。現地もきちんと管理されており、何ら問題がないと思います。

どうぞよろしく申し上げます。

議長

推進委員の説明が終わりました。

当該地域の農業委員、議席番号2番小山委員の補足説明を求めます。

小山委員

議席番号2番、小山です。

ただいま布施推進委員が申し上げましたとおり、何ら問題はございません。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしておりますので、よろしく

お願いいたします。

議長 農業委員の補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑を終了いたします。採決いたします。
議案第1号、申請番号1について、許可することに御異議
ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたします。
申請番号2について、地区担当推進委員の今関委員の説明
を求めます。

今関推進委員 地区担当推進委員の今関です。
議案第1号の2番を説明いたします。
この案件は、譲渡人の父親が昨年亡くなりまして、相続の
ため精査したところ30年以上前に売買が成立し、登記されて
いなかった土地です。30年以上前からこの土地は水稻が作付
けされ、きれいに耕作されておる次第でございます。
地元としては何ら問題はないです。よろしくお願いいたし
ます。

議長 推進委員の説明が終わりました。
当該地域の農業委員、議席番号2番小山委員の補足説明を
求めます。

小山委員 議席番号2番、小山でございます。
ただいま今関推進委員が申し上げましたとおり、何ら問題
はございません。
権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しな
いため、許可要件の全てを満たしております。
よろしく申し上げます。

議長 農業委員の補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑を終了いたします。採決いたします。

議案第1号、申請番号2について、許可することに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたします。

続きまして、申請番号3について、地区担当推進委員の今関委員の説明を求めます。

今関推進委員

地区担当推進委員の今関です。

こちらも贈与による所有権移転で、昨年、譲渡人の父親が亡くなり、相続のため精査したところ、譲受人の父親と譲渡人の祖父が相談して、30年以上前に売買が成立して、登記されていない案件でございます。2番と同様に30年以上前から水稻が作付けされ、きれいに耕作されている土地でございます。

地元としては何ら問題ございません。よろしく願いいたします。

議長

推進委員の説明が終わりました。

隣接地域の農業委員、議席番号2番小山委員の補足説明を求めます。

小山委員

議席番号2番、小山でございます。

ただいま今関推進委員が申し上げましたとおり、何ら問題はございません。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

よろしく願いいたします。

議長

農業委員の補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑を終了いたします。採決いたします。

議案第1号、申請番号3について許可することに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたします。

申請番号4について、地区担当推進委員の高宮委員の説明を求めます。

高宮推進委員

地区担当推進委員の高宮です。

申請番号4について説明します。

この申請は、贈与による所有権の移転です。

場所は、まつおこども園から北西のほうに1.5kmぐらい、引越公民館の前に点在している全部で18筆の農地です。

譲渡人と譲受人は親戚関係にありまして、今まで譲受人のほうで耕作をしてきました。譲渡人は地元に住んでおらず、管理が難しいということで、地元としては何ら問題はございません。よろしく申し上げます。

議長

推進委員の説明が終わりました。

当該地域の農業委員、議席番号15番石橋委員の補足説明を求めます。

石橋委員

議席番号15番の石橋です。

ただいまの高宮推進委員さんの御説明のとおりでございます。問題はないと思われまます。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

よろしく申し上げます。

議長

農業委員の補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑を終了いたします。採決いたします。

議案第1号、申請番号4について許可することに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたします。

申請番号5について、地区担当推進委員の古谷委員の説明を求めます。

古谷推進委員

地区担当推進委員の古谷です。

番号5について説明いたします。

譲渡人は高齢のため、この土地を売買したいということで、譲受人は自分の土地のすぐ後ろにあって利便性がいいために、この土地を所有したいということです。

何ら問題はないと思いますので、よろしく申し上げます。

議長

推進委員の説明が終わりました。

当該地域の農業委員、議席番号11番中山委員の補足説明を求めます。

中山委員

議席番号11番の中山でございます。

ただいま古谷推進委員さんからお話があったとおりでございます。譲渡人の方は高齢でございます。管理のほうも十分されていないということで、若い方がこれから管理されるのがよろしいのだらうと思われま。

なお、権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないということで、許可要件の全てを満たしておりますので、よろしくお願いたします。

議長

農業委員の補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑を終了いたします。採決いたします。

議案第1号、申請番号5について、許可することに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたします。

◎議案第2号

議長

日程第5、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請に関する意見についてを議題といたします。

申請番号1及び2について、事務局から申請概要の説明を求めます。

(事務局説明)

議長

事務局の説明が終わりました。

地区担当推進委員の小川委員の説明を求めます。

小川推進委員

地区担当推進委員の小川です。

議案第2号、番号1について説明します。

先日、現地確認をまいりました。申請地は長年、耕作しておらず、竹林になっていた場所です。竹自体は伐採しましたが、土中の根が深く耕作するには難しい土地でして、有効利用したいと考え、太陽光を設置して、売電を行いたいとのことです。

周囲も住宅化が進んだ土地でして、隣接した農地はありません。

地元としては、特に問題ないと思います。

続けて、番号2について説明します。

この土地については、ここ数年、申請者が落花生を耕作してきた土地です。農振農用地であるため、更に売電も行いたいとのことで営農型を申請するに至りました。

申請者は食堂を営んでおり、そちらで出すメニューの食材をパネルの下部で育てる計画とのことで、特に問題ないかと思えます。

以上です。

議長

推進委員の説明が終わりました。

現地調査員の小川委員の報告を求めます。

小川委員

議席番号16番、小川です。

先日、現地確認してきました。

まず、議案第2号、番号1についてですが、内容は先ほど推進委員が説明したとおりです。本件は、第2種農地への太陽光発電設備の設置であり、代替性の検討等、信用、資力、周辺農地への影響等において問題ないと思われます。したがって、許可相当と思われます。

続きまして、番号2についてです。一時的な利用であることから、農地法第4条第6項及び農地法施行令第4条第1項第1号に該当するために、許可相当と思われます。

以上です。

議長

現地調査員の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑を終了いたします。採決いたします。

議案第2号、申請番号1の恒久転用については、許可相当として意見を付すことに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたします。

続きまして、議案第2号、申請番号2の一時転用について採決いたします。

本件は、許可相当として意見を付すことに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたします。

議長 日程第6、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に関する意見についてを議題といたします。

議案第3号の申請番号1について、事務局から概要の説明を求めます。

(事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりました。
地区担当推進委員の齋藤委員の説明を求めます。

齋藤推進委員 地区担当推進委員の齋藤です。
議案第3号の1番について説明いたします。
先日、現地確認してまいりました。譲渡人と譲受人の関係は親子であります。譲受人にも子供が生まれ、アパート暮らしでは手狭になったとのことで土地を探していたところ、父親の土地で耕作していない土地があり、実家にも近いために選んだとのことです。住宅化が進んでいる場所で、基本的に周りの農地にも影響は少ないものと思われまます。
地元としては、特に問題ないかと思われまます。よろしくお願ひします。

議長 推進委員の説明が終わりました。
続きまして、現地調査員の小川委員の報告を求めまます。

小川委員 議席番号16番の小川です。
本件は、第3種農地への専用住宅の建設であり、代替性の検討、信用、資力、周辺農地への影響等において問題ないと思われまます。したがって、許可相当と思ひまます。
以上です。

議長 現地調査員の報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ござひませんか。

(質疑なし)

議長 質疑を終了いたします。採決いたします。
本件について、許可相当として意見を付すことに御異議な

い方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたします。

申請番号2、3及び4については関連する事業でありますので、併せて事務局に説明を求めます。

(事務局説明)

議長

事務局の説明が終わりました。

地区担当推進委員の堀越委員の説明を求めます。

堀越推進委員

担当推進委員の堀越です。

議案第3号、番号2について説明いたします。

この案件は、1年前の1月の総会にて、農振除外の意見照会を行った内容と同じです。その後、農振除外がなされたために転用する申請をした形になります。

天然ガスを生産する井戸が1個、2019年に壊れてしまったため、生産ラインを安定させるため、代わりに1個造ることになったという内容でございます。

現地は山林に囲まれた場所で、幾つかの農地が残っていますが、基本的に地元としても問題ないと思われま

す。続きまして、番号3、4について説明します。

この申請は、先ほどの番号2の井戸工事のための作業用地として、隣の土地なのですが、最低限この広さが必要とのこと。所有者や耕作者も同意されておりますので、特に問題ないと思われま

す。以上でございます。

議長

推進委員の説明が終わりました。

続きまして、現地調査員の小川委員の報告を求めます。

小川委員

議席番号16番、小川です。

先日、現地確認してきました。

まず、議案第3号、番号2についてですが、内容は先ほど

推進委員が説明したとおりです。本件は第2種農地への天然ガス生産施設の建設であり、代替性の検討、信用、資力、周辺農地への影響等において問題ないと思われます。したがって許可相当と思われます。

続きまして、番号3及び4についてです。一時的な利用であることから、農地法第5条第2項及び農地法施行令第11条第1項第1号に該当するため許可相当と思われます。

以上です。

議長 現地調査員の報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑を終了いたします。
申請番号2の恒久転用について採決いたします。
本件については、許可相当として意見を付すことに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定をいたします。
お諮りいたします。申請番号3及び4については同一事業の一時転用ですので、併せて採決することにしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、申請番号3及び4を併せて採決いたします。
本件については、許可相当として意見を付すことに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定をいたします。
申請番号5について、事務局の概要説明を求めます。

(事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりました。
地区担当推進委員の佐瀬委員の説明を求めます。

佐瀬推進委員 申請地区担当推進委員の佐瀬です。
議案第3号、番号5について説明いたします。
これは、所有権移転を伴う太陽光施設用地の恒久転用です。
現地は小規模農地が点在する一画で、南側は道路に面しており、北側は自家用野菜の農地、続いて山林となっています。
北側に農地は残っておりますが、進入路もあるため特に問題もなく、周辺農地への影響も少ないと思われまます。
なお、土地代金ですが762㎡で1,100,000円と、かなり太陽光用地としては高い価格なので聞いてみたのですが、南側に全く陰がなくて、パネル数がきっちり収まるという、そういう面での価格だそうです。

議長 推進委員の説明が終わりました。
続きまして、現地調査員の齊藤委員の報告を求めます。

齊藤委員 議席番号17番の齊藤です。
先日、現地確認をしまいいりまして、今、佐瀬推進委員さんが申されたとおりで、本件は第2種農地への太陽光発電設備の設置であり、代替性の検討等、信用、資力、周辺農地への影響等において問題ないと思われまます。したがって、許可相当と思われまます。
よろしくお願いいいたします。

議長 現地調査員の報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑を終了いたします。採決いたします。
本件については、許可相当として意見を付すことに御異議ない方の挙手を求めまます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたします。

申請番号6について、事務局の説明を求めます。

(事務局説明)

議長

事務局の説明が終わりました。

地区担当推進委員の高橋委員の説明を求めます。

高橋推進委員

地区担当推進委員の高橋です。

議案第3号、番号6について説明いたします。

使用貸借権であります。

譲渡人、譲受人は親子の関係でありまして、譲受人が昨年の3月に結婚いたしまして、現在、妻の実家に仮住まいをしている状況だそうです。譲渡人の土地で、自宅の北側に40年以上、圃場整備して何も作っていない土地がありましたので、そこに専用住宅を建てたいという話です。

昨年の暮れに現地調査いたしました結果、排水のほうに少し問題があり、皆さんで検討した結果、隣が神社でありますので、1月の神社の行事が全部終わった時点でU字溝を整備して、そこにポンプアップで排水をする予定だそうです。そうしたら、地区の神社総代、区長さん全員が納得してくれましたので、排水は問題ないと思います。

よろしく申し上げます。

議長

推進委員の説明が終わりました。

続きまして、現地調査員の齊藤委員の報告を求めます。

齊藤委員

議席番号17番の齊藤です。

今、高橋推進委員さんが申されましたとおりで、先日、現地確認してまいりました結果、本件は第1種農地への専用住宅の建築であり、原則として不許可になる案件です。しかし、住宅が周辺の集落に接続して設置される場合は許可し得るといふ例外規定に該当しますので、許可相当と思われまます。

よろしくお願いたします。

議長 現地調査員の報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑を終了いたします。採決いたします。
本件については、許可相当として意見を付すことに御異議
ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決
定いたします。
申請番号7について、事務局の説明を求めます。

(事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりました。
地区担当推進委員の古谷委員の説明を求めます。

古谷推進委員 地区担当推進委員の古谷です。
議案第3号、番号7について説明いたします。
申請者は法人です。申請地の隣に住んでいるようで、そち
らの空き家を購入して事業を始めたのですが、会社は土木運
搬業とのことで、その資材や車両の置き場のスペースがなく
て困っていたそうです。譲渡人はこの土地を相続で取得した
ため、耕作もしておらず管理に困っていたとのことで、そこ
で不動産屋を通じて計画を打診されたようです。
今回の話がまとまったとのことで、計画を見る限り、周辺
農地への影響はあまりないのではないかと思います。
以上です。

議長 推進委員の説明が終わりました。
続きまして、現地調査員の齊藤委員の報告を求めます。

齊藤委員 議席番号17番の齊藤です。
今、古谷推進委員さんからの説明のとおりでありまして、

現地を視察した結果、本件は第1種農地への資材置き場及び車両置き場の建設であり、原則として不許可になる案件です。しかし、周辺地域居住者が経営する会社の業務上必要な施設が周辺の集落に接続して設置される場合は許可し得るという例外規定に該当しますので、許可相当と思われます。

よろしく願いいたします。

議長

現地調査員の報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑を終了いたします。採決いたします。
本件については、許可相当として意見を付すことに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたします。

◎議案第4号

議長

日程第7、議案第4号、農業振興地域整備計画（令和4年度第2回目）の変更に伴う意見についてを議題といたします。
案件番号1について、事務局から申請概要の説明を求めます。

(事務局説明)

議長

事務局の概要説明が終わりました。
地区担当推進委員の齋藤委員の説明を求めます。

齋藤推進委員

地区担当推進委員の齋藤です。
第4号議案、番号1について説明いたします。
先日、現地視察してまいりました。
この申請は、4月の総会でも審議されました病院建て替えに伴う用地に関する除外案件です。

所有者の父、先代に当たりますが、この土地への思い入れが強く、生前は同意をもらえなかったそうですが、その後、亡くなりまして、今は息子さんが相続され、売却してもいいという運びになりました。病院の駐車場としては、今回の土地の分で約49台分増えるそうです。周辺農地への影響も問題ないかと思われまます。

よろしく申し上げます。

議長

地区担当推進委員の説明が終わりました。
続きまして、現地調査員の齊藤委員の報告を求めます。

齊藤委員

議席番号17番の齊藤です。

ただいま齊藤推進委員さんの申されましたとおりでありまして、代替性の検討、信用、周辺地域への影響等において問題ないと思われまます。

したがって、農業振興地域整備計画変更後、農地法第5条第2項各号に該当しないため、転用の許可見込みはあると思われまます。

よろしくお願いいたします。

議長

現地調査員の報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑を終了いたします。採決いたします。

本件について、許可見込みありとして意見を付すことに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、許可見込みありとして意見を付すことに決定いたします。

案件番号2について、事務局の説明を求めます。

(事務局説明)

議長

事務局の概要説明が終わりました。

次に、地区担当推進委員の齋藤委員の説明を求めます。

齋藤推進委員

地区担当推進委員の齋藤です。

議案第4号の2番について説明いたします。

先ほど御説明した1番と同じ日に現地確認してまいりました。

この申請は、病院が現在予定している場所に移転することを見越して薬局を建設するという除外案件です。病院に隣接した調剤薬局及びこの来客者駐車場等としての計画です。道路を隔てた北側にしか農地が認められないこともありますので、周辺農地への影響はほぼないと考え、地元としても特に問題ないかと思われまます。

よろしく申し上げます。

議長

地区担当推進委員の説明が終わりました。

続きまして、現地調査員の齋藤委員の報告を求めます。

齋藤委員

議席番号17番の齋藤です。

今、齋藤推進委員さんが申されましたとおりで、現地調査してまいりました結果、代替性の検討、信用、周辺農地への影響等において問題ないと思われまます。したがって、農業振興地域整備計画変更後、農地法第5条第2項各号に該当しないため、転用の許可見込みはあると思われまます。

よろしくお願いいいたします。

議長

現地調査員の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑を終了いたします。採決いたします。

本件について、許可見込みありとして意見を付すことに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、許可見込みありとして意見を付すことに決定いたします。

案件番号3について、事務局より申請概要の説明を求めます。

(事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりました。
次に、地区担当推進委員の布施委員の説明を求めます。

布施推進委員 地区担当推進委員の布施です。
議案第4号、番号3について説明いたします。
この申請は、農振農用地に編入するという計画です。
松尾町八田地区で県営圃場整備事業を実施するために必要な計画になります。当然、圃場整備後も農地として使用していく予定ですので、地元として何ら問題ないかと思われまます。よろしくお願ひします。

議長 地区担当推進委員の説明が終わりました。
続きまして、現地調査員の齊藤委員の報告を求めます。

齊藤委員 議席番号17番、齊藤です。
今、布施推進委員さんが申されましたとおりで、この案件は農業振興地域整備計画変更後も農地として使用される予定ですので、特に問題ないかと思われまます。
特段、意見はありません。

議長 現地調査員の報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑を終了いたします。採決いたします。
本件については、意見なしとすることに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、意見なしとすることに決定いたします。

◎議案第5号

議長 日程第8、議案第5号、令和4年度第10次農用地利用集積計画（案）の決定についてを議題といたします。
事務局に議案の説明を求めます。

（事務局説明）

議長 事務局の説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

（質疑なし）

議長 質疑を終了いたします。
番号1、2及び3については議席番号13番鈴木委員に関する案件であります。農業委員会等に関する法律第31条において、議事参与の制限が規定されておりますので、採決の方法についてお諮りいたします。
番号1、2及び3を一括して採決し、その後、番号4から9を一括して採決することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議長 異議なしと認めます。
番号1、2及び3を一括採決し、その後、番号4から9を一括して採決することといたします。
ここで、議席番号13番鈴木委員の退室を求めます。

（鈴木委員退室）

議長 議案第5号、番号1、2及び3について採決いたします。
本件について、原案のとおり承認することに御異議ない方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長 挙手全員です。本件は原案のとおり承認することに決定いたします。
鈴木委員に関する採決は終わりました。同委員の入室を認

めます。

(鈴木委員入室)

議長

議案第5号、番号4から9について採決いたします。

本件について、原案のとおり承認することに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は原案のとおり承認することに決定いたします。

◎議案第6号

議長

日程第9、議案第6号、農用地利用配分計画(案)の決定についてを議題とします。

事務局に議案の説明を求めます。

(事務局説明)

議長

事務局の説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑を終了いたします。

採決に入りますが、番号1は議席番号4番小川委員に関する案件であります。農業委員会等に関する法律第31条において、議事参与の制限が規定されておりますので、同委員の退席を求めます。

(小川委員退室)

議長

議案第6号、番号1を採決いたします。

本件について、原案のとおり決定すべきものとして意見を付すことに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は原案のとおり決定すべきものとして

意見を付すことに決定いたします。

小川委員に関する案件が終了いたしました。同委員の入室を認めます。

(小川委員入室)

議長

議案第6号、番号2を採決いたします。

本件について、原案のとおり決定すべきものとして意見を付すことに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は原案のとおり決定すべきものとして意見を付すことに決定いたします。

◎議案第7号

議長

日程第10、議案第7号、農業経営改善計画認定申請に関する意見についてを議題といたします。

この議案に関しては一括審議としてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。この議案は一括審議といたします。事務局に議案の説明を求めます。

(事務局説明)

議長

事務局の説明が終わりました。

番号ごとに推進委員の説明を求めます。

番号1及び2について、地区担当推進委員の山下委員の説明を求めます。

山下推進委員

地区担当推進委員の山下です。

番号1について説明します。更新です。

こちらの方は、人参、スイカ等を作っておりまして、個人商店や市場のほうに出荷して安定的な経営を行っておりますので、よろしくお願ひします。

番号2、更新です。

こちらは有機栽培を行っており、個人で宅配便等を中心に栽培を行っております。経営的に何も問題はないので、よろしくをお願いします。

以上です。

議長 番号3について、地区担当推進委員の伊藤委員に説明を求めます。

伊藤推進委員 地区担当推進委員の伊藤です。

本人と妻、子の3人でナスを栽培して、ここに書いてあるとおりの内容ですが、現状、いろいろと調べながら暖房コスト削減、設備を活用して肥培管理などを行っているということで、品質管理もしっかりやっていますので、問題ないかと思えます。よろしくをお願いします。

議長 番号4及び5について、地区担当推進委員の戸村委員の説明を求めます。

戸村推進委員 地区担当推進委員の戸村です。

番号4につきましては、水稻を中心に経営をされています。計画では600aで、予定は800aということで計画も立てております。

この方も一生懸命水稻を作っています。更新でありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

番号5、こちらの方は水稻と露地野菜。水稻は現状の面積でやるようで、ネギの栽培を、秋冬ネギを増やすということで経営の計画性も良くなっていますので、継続のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

議長 番号6について、地区担当推進委員の齋藤委員に説明を求めます。

齋藤推進委員 地区担当推進委員の齋藤です。

番号6について説明いたします。新規です。

本人は就農して30年ぐらいになります。経営は水稲とイチゴの栽培で、主に妻、両親の4人で行っております。

高設栽培システムを導入し、集客力を高めつつ、固定客の確保に取り組んでいるとのことでした。

よろしく申し上げます。

議長

番号7について、地区担当推進委員の今関委員に説明を求めます。

今関推進委員

地区担当推進委員の今関です。番号7について説明いたします。更新でございます。

主にニラを作っております。本人、妻、父の3人で頑張っております。育苗方法の変更により、機械定植をし、育苗と定植作業の効率化を図って頑張っております。よろしく申し上げます。

議長

番号8について、地区担当推進委員の川村委員の説明を求めます。

川村推進委員

地区担当推進委員の川村です。

番号8について説明いたします。今回、更新でございます。

作型として、水稲と露地野菜を作付けしております。家族3人で水稲を中心に栽培を行っております。秋冬、春ネギの面積を拡大し、生産力を増加させるということでございます。品質低下を避けるために乗用の消毒機械等を利用し、土づくりに努め、連作障害を回避し、頑張っていくということであります。

よろしく申し上げます。

議長

番号9について、隣接地区推進委員の高橋委員の説明を求めます。

高橋推進委員

地区担当推進委員の高橋です。

番号9について説明いたします。

メインに施設野菜、ニラを専門にやっています。ネギは春ネギを主体として一生懸命3人で頑張っております。

よろしく申し上げます。

議長 推進委員の説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございますか。

(質疑なし)

議長 質疑を終了いたします。採決いたします。
議案第7号について、原案のとおり承認することに御異議
ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は原案のとおり承認することに決定
いたします。

◎議案第8号

議長 日程第11、議案第8号、青年等就農計画認定申請に関する
意見についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

(事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりました。
地区担当推進委員の椎名委員の説明を求めます。

椎名推進委員 地区担当推進委員の椎名です。
1番について御説明いたします。
この件ですが、去年の7月の段階で旦那さんのほうだけで
青年等就農計画で認定された方が、今回、夫婦そろって一緒
に申請を行いたいということで今回の申請に至りました。
去年は最初の年ということもありまして、随分畑のほうも
荒れて、草だらけの中、ネギを一生懸命取ってはおりまし
たが、今年は今のところ、要領を得たのか、結構いいネギが
できまして頑張っておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長 地区担当推進委員の説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございますか。

(質疑なし)

議長

質疑を終了いたします。採決いたします。

議案第8号について、原案のとおり認定すべきものと意見を付すことに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は原案のとおり認定すべきものと意見を付すことに決定いたします。

◎その他

議長

以上で本日予定した議案の審議は全て終了いたしました。その他の件について、皆様から御意見等ありましたらお願いいたします。
齊藤委員、どうぞ。

齊藤委員

議席番号17番の齊藤です。

私、松尾町の大平地区を担当しています。実は大平地区の畑を1町歩以上借りた横芝光町の農家の生産者が自己破産という形で破産したわけです。目的としましては、畑をいっぱい借りて、国の助成金とか県の助成金を借りるのが目的で賃貸借の設定をしたのではないかなと私は思っています。最終的に自己破産したということで、畑自体はネギを生産するために畑を借りるという名目でしたが、ただ草が生えているだけで、生産したような痕跡もありませんでした。

こういうことが起きましたので、どこの地区においてもこれから起こり得るような事案ではないかなと思ひまして、ちょっと話させてもらいました。

破産管財人が貸主に郵送で書類を送って初めて破産したということが分かったんだそうです。それからのことは私はまだ聞いていないんですが、畑の貸し借りですから、金銭的な面ではそんなに大した金額ではないかと思われます。そういう事例が起きたということ、私の前任者が、これは農業委員、推進委員全体でこういう事例があったということ、共有

してもらいたいということもありまして、今、話させてもらいました。

以上です。

議長

続きまして、川島委員、どうぞ。

川島委員

その件について、私の地域の方でやっぱり弁護士のほうから通知を頂いたということで。確かにそのときに多少口を利いた点もありましたので、いろいろと話を聞きました。まず、負債がどのくらいありますかということで、負債といたって1年間に2万円です。2万円だけ頂いていないということでしたが、土地が草だらけになって、大分遊休農地状態になってきているということで、次の人を探してくれないのかというところでありました。ちょっと待ってくださいと話しました。

ただ、私が言いたいのは、農業委員、推進委員が遊休農地解消のためにいろいろと骨を折って借主を探しているわけです。そうすると、そういうことで自己破産ということもあるんでしょうけれども、最初の補助金を目当てに、1人で何十町歩とそういう人はやるわけです。そういう問題を今後気をつけながら、やっぱり我々もやっていく必要があるなということで、ひとつ感じています。

契約しているから、次の人を探せるかどうかという問題は、問題として残っていると思うんです。自己破産した時点で、私はそれは終わりだなと思ったんですけども、どうもそうではないらしくて、契約を解除するにはそれなりの手続をして、次の人にやったという問題も残るらしいので、その辺をいろいろみんなで勉強しながら、今後検討していったらいいかなというふうに感じました。

以上です。

議長

貴重な御意見ありがとうございました。

そのほかにございますか。

◎閉 会
議長

ないようですので、以上で本日の総会を閉会といたします。

次回の総会は、2月6日月曜日、車庫棟2階第6会議室を
予定しております。時間までに参集をよろしくお願いいたします
ます。

